

令和8年度 無償化のための認定の手続きについて

～幼稚園・認定こども園～

無償化の対象となるには「施設等利用給付認定」や「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。(※1)

利用する施設	対象となる利用形態	必要な認定
新制度未移行幼稚園(※2)	通常の時間帯のみ	施設等利用給付認定 新1号
	通常の時間帯+預かり保育	施設等利用給付認定 新2・3号
新制度幼稚園(※3) 認定こども園(※4)	通常の時間帯のみ	教育・保育給付認定(※5)
	通常の時間帯+預かり保育 (教育認定(1号)の方のみ)	教育・保育給付認定(※5)+施設等利用給付認定 新2・3号

※1 無償化のためには、利用施設・形態により、請求の手続きも必要です(p.4【無償化の内容】の注のとおり)。

※2 立川市内では石川学園こばと幼稚園、立川幼稚園、立川双葉幼稚園、立川みどり幼稚園、多摩幼稚園、藤幼稚園、みたから幼稚園が該当。

※3 立川市内では、子供の国 若草幼稚園(令和8年度から新制度幼稚園へ移行予定)が該当。

※4 立川市内では立川かしの木幼稚園、キンデルガルテン松中幼稚園、めぐみ幼稚園、森の子こども園が該当。

※5 教育・保育給付認定については、入園の際に認定を受けるため、改めての手続きは不要。



【必要書類】申請書等は立川市ホームページからもダウンロードできます。

認定の種別 (施設等利用給付認定)	対象となる児童	提出する書類
新1号	通常の時間帯を利用する児童	①令和8年度 施設等利用給付認定・変更申請書
新2・3号	<u>保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当し、通常の時間帯と預かり保育を利用する児童(0～2歳児クラスは住民税非課税世帯(※6)のみ)</u>	①令和8年度 施設等利用給付認定・変更申請書 ②保育を必要とする事由を証明する書類(保護者(父母等)それぞれ一部ずつ) ③住民税非課税証明書(申請書裏面の案内に該当する方のみ)

※6 生活保護世帯と里親世帯を含む。

【提出期限・提出先】

認定希望日までに、利用している施設へ提出(立川市外の施設へ通っている方は立川市保育課へ提出)。

→ 4月入園の場合など、施設から別途案内があった場合は、そのとおりにご提出ください。



【新 2・3 号の認定を希望する場合】

新 2・3 号の認定を受けるためには、保護者(父母等)が「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。

※ 新 1 号を希望する場合は、保育を必要とする事由は不要です。

●保育を必要とする事由

保護者(父母等)の状況	認定基準
就労	月 48 時間以上(休憩時間含む)の就労を常態としている
妊娠・出産	出産にともない保育を必要とする 期間：出産月と前後各 2 か月(計 5 か月間)
就学	学校に通学している (職業訓練校・大学・専門学校等) ※通信教育・カルチャーセンターでの学習は除く
疾病	入院・通院、自宅療養により 保育が困難である
障害	心身に障害がある
介護・看護	介護・看護を常態としている
求職活動	求職中である 期間：3 か月
育児休業	既に就労、出産要件で在園している子の子の育児休業を取得する間、保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる ※初回の申請では選択できません。すでに新 2・3 号の認定を受けている方のみ選択できます。

●保育を必要とする事由を証明する書類

新 2・3 号の認定を希望する場合は、「保育を必要とする事由」を確認するために、下記の書類が必要となります。

必 要 書 類 ※保護者(父母等) 各一部ずつ必要	外勤	自営業	出産	就学	疾病	障害	介護・看護	求職
就労証明書	○	○						
自営をしていることが客観的に分かる書類(事業所得が記載されている確定申告書の写し等) ※月収 48,000 円(年収 57 万円)以上の収入を確認できない場合は要件の認定ができません。		○						
母子手帳の写し (分娩予定日を記載するページ)			○					
① 在学証明書 ② 時間割写し (予定の場合は受験票または合格通知の写し)				○				
☐ 診断書(保護者用)					○			
身体障害者手帳・愛の手帳などの写し						○		
① ☐ 主治医等意見書 (介護・看護用) またはケアプランの写し ② ☐ タイムスケジュール表							○	
求職中であることを証明するもの (ハローワークの受付票等)								○

※ 就労証明書は、市の指定書式が必要です。

※ ☐ ☐ は、市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。
書式は保育課窓口で受け取るか、HP からダウンロードしてください。



施設等利用給付認定・変更申請書 記入例

		記入日 令和 年 月 日	
保護者	申請者	フリガナ タチカワ タロウ	生年 月日 S・㊦ 2・4・9
	氏名	主川 太郎	個人番号
	配偶者等	フリガナ タチカワ ハナコ	生年 月日 S・㊦ 5・7・5
	氏名	主川 花子	個人番号
現住所		〒 190 - 8666 主川 市 泉 町 1156の9	

申請子ども	希望する認定の種別 利用中（予定）の施設名	フリガナ 氏 名	性別	生年月日 個人番号
	□ 新1号 ☒ 新2・3号	タチカワ イチロウ	男	平成 令和 2・8・1
	施設名 くるりん幼稚園	主川 一郎		
	□ 新1号 □ 新2・3号			平成 令和
	施設名			
	□ 新1号 □ 新2・3号			平成 令和

認定希望日	令和 8 年 4 月 1 日	※3歳の誕生日の前日（新1号認定のみ）又は転入日が属する月は、その日からの認定が可能です（調整の場合あり）。なお、月の途中から認定を受けた場合、その月の施設等利用費の限度額は、認定開始日以後で日割りした額となります。
-------	----------------	--

【保護者及び申請子どもを除いた同居者】

氏 名	続柄	生年月日	職業、幼稚園、学校名、個人番号
1 主川 幸子	姉	平成25年1月1日	〇〇〇小学校
2 主川 山男	祖父	昭和30年2月1日	無職
3			
4			

※新1号の申請をする場合は、裏面の記入は不要です。 新2・3号の認定を申請する場合は、裏面も記入してください。

【裏面】

※新1号を希望する場合は、裏面の記入は不要です。

【利用中（予定）の保育施設・サービス】 ※該当する番号に○してください。

施設名・連絡先	施設種別・サービス※	所在地	利用開始（予定）日
くるりん幼稚園 電話 042 - 523 - ××××	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 190 - 8666 主川市泉町〇〇の〇〇	令和 8・4・1
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 —	令和 ・ ・
電話 —	1. 幼稚園・認定こども園 2. 認可外 3. 一時預かり 4. 病児保育 5. その他	〒 —	令和 ・ ・

【保護者の状況】 ※該当する項目に☒してください。

	外勤	自営	疾病	障害	介護	看護	就学	就業内定	求職中	出産	不存在 離婚 未婚 死亡	その他 ※（ ）に内容を記入してください。
父	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	（ ）
母	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	（ ）

【家庭の状況】 ※該当する項目に☒してください。

現在妊娠中ですか。	☒ いいえ ☐ はい ➡ 出産予定・ 年 月頃
生活保護を受けていますか。	☒ いない ☐ 現在受給中 ➡ ※生活保護受給証明書を提出してください。
親族の方が個人事業主として経営している就労先で就労していますか。	☒ いいえ ☐ はい ➡ 就労証明に記載された実績月の給料明細を3ヶ月分、ご提出ください。
就学をしていますか。	☒ いいえ ☐ はい ➡ 就学期間・ 年 月まで

【保護者の住所地】 ※該当する項目に☒してください。

	令和7年1月1日時点 市内	令和7年1月1日時点 市外	令和8年1月1日時点 市内	令和8年1月1日時点 市外
父	☒	☐	☒	☐
母	☒	☐	☒	☐

※新3号認定（保育を必要とする事由に該当する住民税非課税世帯の0歳児クラス相当から2歳児クラス相当の児童が対象）を希望する場合、下表に該当する方は、住民税非課税証明書を提出してください。

認定期間	保護者の状況	提出する書類
令和8年4月～8月	令和7年1月1日時点で立川市に住民登録なし	令和7年度 住民税非課税証明書
令和8年9月～9年3月	令和8年1月1日時点で立川市に住民登録なし	令和8年度 住民税非課税証明書

※住民税非課税証明書は1月1日時点で住民登録があった市区町村にて発行できます。

【無償化の内容】

通常の時間帯(新制度未移行幼稚園)
○満3歳児～5歳児クラスの児童 ➡ 保育料と入園料(月割)が月額25,700円まで無償
通常時間帯(新制度幼稚園・認定こども園)
○3～5歳児クラスの児童(教育認定(1号)は満3歳児から) ○住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童 ➡ 保育料が無償
預かり保育(認定こども園は教育認定(1号)の方のみ)
○保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する3～5歳児クラスの児童 ➡ 月毎に利用日数×450円まで無償(月額上限11,300円) ○保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する住民税非課税世帯の満3歳児 ➡ 月毎に利用日数×450円まで無償(月額上限16,300円) ※保護者(父母等)が保育を必要とする事由に該当する住民税課税世帯の満3歳児は、施設等利用給付とは別の預かり保育補助制度の対象です。 請求方法は、在園している幼稚園を通じて案内します。

- ※ 日用品・文房具等、行事参加費、給食費、通園送迎費などは対象外です。
- ※ 預かり保育の分は、保育料を一旦ご負担いただき、限度額の範囲内で後日お返しする「償還払い」です。
請求の手続きは、年4回、施設経由で案内します。また、市外の幼稚園の一部では、通常時間帯の分も「償還払い」となります。
- ※ 通常時間帯の分は、限度額の範囲内で保育料のご負担がなくなります。
保育料が限度額を超える場合は、差額をご負担いただきます。
市外の幼稚園の一部を除き、請求の手続きは不要です。
- ※ 新3号認定を受けている児童が3歳クラスに進級する際に、新2号認定を希望する場合は、改めて申請が必要です。



幼児教育・保育の無償化について
立川市のホームページでも
情報を公開しています



令和7年10月発行

立川市子ども家庭部保育課

電話 042-523-2111

…認定については 内線 1326～1330

…給付については 内線 1324